



瀬戸市子ども・子育て支援事業計画

目 次

1	計画策定の趣旨.....	3
2	計画の位置づけ.....	3
3	計画の策定及び推進体制.....	4
4	教育・保育提供区域の設定.....	5
5	人口の見込み.....	6
6	教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保.....	7
7	地域子ども・子育て支援事業の見込み並びに提供体制の確保.....	8
	（1）時間外保育事業.....	8
	（2）放課後児童健全育成事業.....	9
	（3）子育て短期支援事業.....	11
	（4）地域子育て支援拠点事業.....	12
	（5）一時預かり事業.....	13
	（6）病児保育.....	15
	（7）子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）.....	16
	（8）利用者支援事業.....	17
	（9）妊産婦に対する健康診査.....	18
	（10）乳児家庭全戸訪問事業.....	19
	（11）養育支援訪問事業.....	20
	（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	21
	（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業.....	21
8	幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保.....	22
9	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	23

1 計画策定の趣旨

わが国の急速な少子・高齢化が進み、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進行、地域におけるつながりの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちの存在など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

これまで国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

このような背景から、本市においても子育て支援施策の充実に向けた取り組みをこれまで以上に計画的に進めるため、「子ども・子育て支援法」に基づく「第1期瀬戸市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27年度から平成31年度）を策定し、『子どもたちの「つながる心」と「生きぬく力」が育つまち』を目指し事業を推進してまいりました。

令和元年度に第1期計画の計画期間が満了を迎えることに併せ、本市の未来を担う子ども・若者の健やかな育ちを、まちぐるみで総合的かつ計画的に推進するため、「瀬戸市子ども総合計画」（計画期間：令和2年度から令和6年度）の策定を進め、「第2期瀬戸市子ども・子育て支援事業計画（以下、「本計画」という。）」は、「瀬戸市子ども総合計画」の下位計画として位置付けることとしました。本計画に基づき、引き続き子ども・子育て支援法に規定する質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠、出産から育児までの切れ目ない支援を行うことを通じて、すべての子どもが健やかに成長するよう、支援を行います。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、幼児期の教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めた計画です。

また、本計画は、瀬戸市子ども総合計画の下位計画であり、同計画「第2 施策の展開」第1章、第2章に定める目指す姿、成果目標を達成するため、具体的な量の見込みと確保方策を定めるものです。

3 計画の策定及び推進体制

本計画は、幼児期の教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業の過去5年間の実績を基に、今後の人口の推計、女性の就業率及び各事業の利用ニーズを考慮し「子ども・子育て会議」で審議し、策定したものです。

策定後は、子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進していくため、子ども・子育て会議にて、実施状況を調査・審議し、計画の内容の見直し等を図ります。

4 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

「瀬戸市子ども・子育て支援事業計画」では、この教育・保育の提供区域について、教育・保育ニーズの状況に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため市全域を1つの区域と決めました。本計画においても、この考えを踏襲し、市全域を1つの区域とします。

ただし、放課後児童健全育成事業においては、子どもや保護者の居住に近い範囲での利用を考慮し、中学校区を教育・保育提供区域として設定します。

5 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27年から平成31年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

単位：人

年齢	令和2年	令和3年度	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	801	791	784	774	768
1歳	861	867	855	848	837
2歳	940	904	908	895	889
3歳	1,009	1,000	963	962	951
4歳	964	1,037	1,031	991	989
5歳	1,096	984	1,057	1,054	1,010
6歳	1,050	1,117	999	1,077	1,077
7歳	1,135	1,059	1,127	1,011	1,090
8歳	1,174	1,138	1,063	1,130	1,015
9歳	1,151	1,173	1,138	1,060	1,134
10歳	1,137	1,155	1,176	1,141	1,057
11歳	1,176	1,139	1,157	1,178	1,142
合計	12,494	12,364	12,258	12,121	11,959

※ コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

6 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保方を定めました。

【 量の見込み 】

単位：人／日		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0歳	①〈3号認定〉(認定こども園及び保育所+地域型保育)	108	116	124	132	140
1・2歳	②〈3号認定〉(認定こども園及び保育所+地域型保育)	724	751	778	806	833
0～2歳	①+②合計	832	867	902	938	973
3歳～	③〈1号認定〉(認定こども園及び幼稚園)	1,326	1,306	1,319	1,300	1,275
	④〈2号認定〉(幼稚園)	300	295	298	293	288
	③+④合計(⑥)	1,626	1,601	1,617	1,593	1,563
	⑤〈2号認定〉(認定こども園及び保育所)	1,497	1,473	1,488	1,466	1,439
3歳～	⑥+⑤	3,123	3,074	3,105	3,059	3,002

【 確保方策 】

単位：人／日		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0歳	①〈3号認定〉(認定こども園及び保育所+地域型保育)	125	131	143	143	143
1・2歳	②〈3号認定〉(認定こども園及び保育所+地域型保育)	775	788	824	824	854
0～2歳	①+②合計	900	919	967	967	997
3歳～	③〈1号認定〉(認定こども園及び幼稚園)	1,649	1,649	1,649	1,649	1,649
	④〈2号認定〉(幼稚園)	413	413	413	413	413
	⑤〈2号認定〉(認定こども園及び保育所)	1,595	1,595	1,595	1,595	1,595
3歳～	③+④+⑤	3,657	3,657	3,657	3,657	3,657

■量の見込みの「③〈1号認定〉(認定こども園及び幼稚園)」の各年度の人数には、広域利用の子ども(尾張旭市)200人を含みます。

■確保方策の「③〈1号認定〉(認定こども園及び幼稚園)」の各年度の人数には、広域利用の子ども(尾張旭市)50人を含みます。

7 地域子ども・子育て支援事業の見込み並びに提供体制の確保

(1) 時間外保育事業

【 概要 】

保護者の方の就労状況にあわせて、通常の保育時間を延長して子どもを預かる事業です。

【 現状 】

単位：人／日	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
時間外保育事業	1,569	1,591	1,645	1,641

【 量の見込み 】

単位：人／日	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
時間外保育事業	1,747	1,755	1,793	1,803	1,809

【 確保方策 】

単位：人／日	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
時間外保育事業	2,427	2,427	2,427	2,427	2,427

子ども総合計画の関連箇所 第1章 第2節2 P.34

■時間外保育（長時間・延長）の量の見込みは、現状の提供体制で確保できる予定です。

(2) 放課後児童健全育成事業

【概要】

保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）が、放課後に小学校の余裕教室等で過ごす事業です。

【現状】

単位：人／年	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
放課後児童健全育成事業登録者数	893	860	899	946

【量の見込み】

単位：人／年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低学年 市全域	639	649	639	660	658
水無瀬	92	92	89	92	88
南山	145	138	129	119	111
幡山	132	144	153	166	174
品野	40	40	39	37	34
光陵	34	39	42	44	39
水野	119	112	101	97	90
にじの丘	77	84	86	105	122
高学年 市全域	280	287	291	291	294
水無瀬	47	48	48	45	44
南山	63	62	62	58	55
幡山	54	57	60	66	71
品野	20	22	22	22	22
光陵	16	15	14	14	16
水野	50	52	53	52	49
にじの丘	30	31	32	34	37

【 量の見込み 】

単位：人／年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計 市全域	919	936	930	951	952
水無瀬	139	140	137	137	132
南山	208	200	191	177	166
幡山	186	201	213	232	245
品野	60	62	61	59	56
光陵	50	54	56	58	55
水野	169	164	154	149	139
にじの丘	107	115	118	139	159

【 確保方策 】

単位：人／年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	989	1029	1069	1109	1149
水無瀬	139	139	139	139	179
南山	260	260	260	260	260
幡山	194	234	254	254	254
品野	51	51	71	71	71
光陵	66	66	66	66	66
水野	155	155	155	155	155
にじの丘	124	124	124	164	164

子ども総合計画の関連箇所 第1章 第3節2 P.43

- 量の見込み及び確保方策は、登録者数ではなく、各児童の1週間の利用日数に応じ計算により算出した児童数（「児童の数」）で積算しています。
- 放課後児童クラブは、瀬戸市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例第9条第2項の面積を確保できるように設置します。
- 放課後児童クラブと放課後学級の一体型での実施を目指します。

(3) 子育て短期支援事業

【 概要 】

保護者の病気等の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、夜間や宿泊を伴った一時預かりを行う事業です。

【 現状 】

単位：人／年	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
子育て短期支援事業	0	0	0	2

【 量の見込み 】

単位：人／年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子育て短期支援事業	2	2	2	2	2

【 確保方策 】

単位：人／年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子育て短期支援事業	2	2	2	2	2

子ども総合計画の関連箇所 第2章 第1節2 P.78

■量の見込みは、現在の提供体制で確保できる予定です。

(4) 地域子育て支援拠点事業

【概要】

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の保護者の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子どもと保護者の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。

【現状】

単位：延べ人数／年	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地域子育て支援拠点事業	37,221	35,930	34,756	35,471

【量の見込み】

単位：親子組数／年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地域子育て支援拠点事業	23,093	22,738	22,605	22,339	22,135

【確保方策】

単位：箇所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地域子育て支援拠点事業	3	3	3	3	3

子ども総合計画の関連箇所 第1章 第2節1 P.30

■現状の数値は延べ人数でカウントしたもの

■量の見込みは、実数に変更し見込んだもの（平成31年の4月から令和元年1月までの実数を計測し、それに基づいて1年分の推測値を算出し基準値としました。）

■量の見込みは、現在の提供体制で確保できる予定です。

(5) 一時預かり事業

【概要】

幼稚園で行う一時預かりは“預かり保育”と呼ばれ、通常の教育時間の開始前・終了後、夏休み等に子どもを預かる事業です。

保育所の一時的預かりは、保護者の不規則の就労、冠婚葬祭、引っ越しや育児疲れなどを理由に、一時的に子どもの保育が困難となった際に子どもを預かる事業です。

【現状】

単位：人／年	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
幼稚園在園児を対象とした一時預かり	22,402	22,430	26,619	29,595
1号認定による利用	17,922	17,944	21,295	23,676
2号認定による利用	4,480	4,486	5,324	5,919
上記以外の不定期利用（私的利用の一時預かり）	539	682	796	826

【量の見込み】

単位：人／年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園在園児を対象とした一時預かり	36,017	40,599	45,759	51,580	58,141
1号認定による利用	28,093	31,667	35,692	40,232	45,350
2号認定による利用	7,924	8,932	10,067	11,348	12,791
上記以外の不定期利用（私的利用の一時預かり）	1,094	1,269	1,485	1,713	1,992

【 確保方策 】

単位：人／年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園在園児を対象とした一時預かり	78,375	78,375	78,375	78,375	78,375
1号認定による利用	61,132	61,132	61,132	61,132	61,132
2号認定による利用	17,243	17,243	17,243	17,243	17,243
上記以外の不定期利用（私的利用の一時預かり）	2,344	2,344	2,344	2,344	2,344

子ども総合計画の関連箇所 第1章 第2節2 P.36

■量の見込みは、現在の提供体制で確保できる予定です。

(6) 病児保育

【 概要 】

病児保育は、病気の回復期または病気の回復期にいたってはいないが当面症状の急変のおそれがなく集団保育が困難な子どもを一時的に保育する事業です。

【 現状 】

単位：人／年	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
病児・病後児一時預かり	64	76	199	110

【 量の見込み 】

単位：人／年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
病児保育	112	114	115	116	117

【 確保方策 】

単位：人／年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
病児保育	112	114	115	116	117

子ども総合計画の関連箇所 第1章 第2節2 P.38

■平成26年度よりファミリーサポート事業での病児・病後児一時預かりを行ってきましたが、令和2年度より陶生病院敷地内での病児保育に切り替えます。

■量の見込みは、現在の提供体制で確保できる予定です。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

【 概要 】

ファミリーサポートセンターは、子ども（乳幼児や小学生等）の預かり等を希望する会員と援助を希望する会員が、それぞれ相互援助活動（有償）を行う事業です。

【 現状 】

単位：件数／年	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ファミリーサポートセンター	546	434	1035	1319

【 量の見込み 】

単位：件数／年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ファミリーサポートセンター	1348	1362	1376	1391	1405

【 確保方策 】

単位：件数／年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ファミリーサポートセンター	1348	1362	1376	1391	1405

子ども総合計画の関連箇所 第1章 第2節2 P.38

■量の見込みは、現在の提供体制で確保できる予定です。

(8) 利用者支援事業

【 概要 】

一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、相談・情報提供・関係機関との連携など必要な支援を行います。

【 現状 】

単位：箇所	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者支援事業 (箇所)	2	2	2	2

【 量の見込み 】

単位：箇所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合 計	2	3	3	3	3
基本型	1	※2	2	2	2
母子保健型	1	1	1	1	1

【 確保方策 】

単位：箇所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合 計	2	3	3	3	3
基本型	1	2	2	2	2
母子保健型	1	1	1	1	1

子ども総合計画の関連箇所 第1章 第1節1 P.21 (母子保健型)

子ども総合計画の関連箇所 第1章 第4節1 P.49 (基本型)

■令和3年度から設立する「子ども・若者総合支援拠点」に、他の機能と合わせて利用者支援事業基本型を一体的に整備します。(※)

(9) 妊産婦に対する健康診査

【 概要 】

妊娠中の定期健康診査ほぼすべてとなる14 回分と産婦健診の健康診査費用を助成し、妊産婦の健康管理を行うとともに、経済的負担の軽減を図り安心して妊娠・出産ができるよう支援しています。(医療機関委託)

【 現状 】

単位：人	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
妊産婦に対する健康診査（人）	828	831	803	787

【 量の見込み 】

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊産婦に対する健康診査（人）	801	791	784	774	768

【 確保方策 】

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊産婦に対する健康診査（人）	801	791	784	774	768

子ども総合計画の関連箇所 第1章 第1節1 P.21

■量の見込みは、現在の提供体制で確保できる予定です。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

【 概要 】

生後間もない赤ちゃんのいるすべての家庭を対象に、看護師・保健師・民生委員児童委員又は主任児童委員が訪問し、身長・体重の計測や育児相談、保健指導等を行います。

【 現状 】

単位：人	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
乳児家庭全戸訪問事業	677	638	641	609

【 量の見込み 】

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳児家庭全戸訪問事業	801	791	784	774	768

【 確保方策 】

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳児家庭全戸訪問事業	801	791	784	774	768

子ども総合計画の関連箇所 第1章 第1節1 P.21

■量の見込みは、現在の提供体制で確保できる予定です。

(11) 養育支援訪問事業

【 概要 】

乳児家庭全戸訪問事業や妊婦相談、各種健康診査、養護相談等を通じ、養育支援が必要であると判断した家庭などに対して、保健師・看護師や保育士等が訪問し、養育に関する専門的な指導や助言・相談を行います。

【事業内容】 低体重児訪問、母子保健訪問、養育支援等

【 現状 】

単位：件	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
養育支援訪問事業	363	393	399	558

【 量の見込み 】

単位：件	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
養育支援訪問事業	582	575	570	563	558

【 確保方策 】

単位：件	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
養育支援訪問事業	582	575	570	563	558

子ども総合計画の関連箇所 第1章 第1節 P.21

子ども総合計画の関連箇所 第2章 第1節2 P.77

■量の見込みは現在の提供体制で確保できる予定です。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【 概要 】

保護者の世帯所得の状況等に応じて、特定教育・保育施設保護者に対する日用品、文房具等に要する費用を助成する事業です。また、幼児教育の無償化に伴い、令和元年10月から施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の助成も対象となりました。

【 量の見込み 】

単位：人／月	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実費徴収に係る補足給付を行う事業	187	184	186	183	180

【 確保方策 】

単位：人／月	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実費徴収に係る補足給付を行う事業	187	184	186	183	180

- 量の見込みは現在の提供体制で確保できる予定です。
- 「特定教育・保育施設」は、認可保育所、地域型保育事業、認定子ども園、幼稚園（私学助成園以外）を指します。
- 「施設等利用給付認定」は、幼稚園（私学助成園）、認可外保育施設等を指します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【 概要 】

「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」は、必要に応じ、民間事業者の多様な能力を活用した新規参入施設の設置、運営等を支援します。

8 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

子どもと保護者が地域及び社会生活の中で安心して育つことができるよう、すべての子どもや子育て家庭を対象に、幼児期の教育・保育の一体的な支援をしていきます。

特に乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることから、質の高い教育・保育の一体的提供を始め、妊娠期からの継続的な支援（妊産婦健康診査、乳児家庭全戸訪問等）、子育てに関する相談機関（子育て総合支援センター、育児講座等）、安全・安心な環境で子どもを一時的に預かる事業（一時預かり保育、病児保育、ファミリーサポートセンター）の更なる充実を目指していきます。

また、保育園、幼稚園、認定こども園それぞれの保育指針と教育要領の内容の統一化が図られたことから、幼児教育及び保育と小学校教育との連携を図り、発達支援を含めた切れ目のない継続した支援をしていきます。さらに、乳幼児期の子どもの健やかな発達の保障をめざし、保育士・幼稚園教諭等の合同研修を開催し、交流を深め、幅広い分野での経験や知識の共有を通して、より専門性を高めるとともに相互の資質向上につなげていきます。

なお、幼児期の教育・保育の一体的提供という観点では、認定こども園の整備が考えられます。現在、本市では認定こども園は整備されていませんが、保育園・幼稚園等のニーズを随時把握するとともに、保護者のニーズ等を考慮し、検討していきます。従って、具体的な設置数・整備数については本計画期間内では定めませんが、各事業者や関係部局等と協議を進め、実施方針について検討していきます。

9 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する保護者が無償化の対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。本市はこの給付を実施するにあたり、保護者の利便性及び特定子ども・子育て支援施設等に対する資金繰り等を考慮しつつ、公正で適正かつ円滑な給付を実施していきます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監査等にあたっては、「子育てのための施設等利用給付」の公正かつ適正な給付のため、愛知県との連携を図ります。